

事業コード	0040501	政策コード	02	政策名	国内外に打って出る攻めの農林水産戦略						
事業名	木質燃料安定確保支援事業	施策コード	05	施策名	全国最大級の木材総合加工産地づくりの推進						
		指標コード	03	施策目標(指標)名	低質材を活用した木質バイオマスの利用促進						
部局名	農林水産部	課室名	林業木材産業課	班名	調整・木材流通班	(tel)	1914	担当課長名	橋場 忠則	担当者名	金高 悟

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか) チップやペレット等の木質燃料を使用するボイラー、ストーブ等の導入が拡大してきており、木質燃料を安定的に確保していくためには、これまで利用されなかった低質材を活用していく必要がある。しかし、低質材は安価で取り引きされ、生産コストと合わない状態となっており、木質燃料の安定的な確保を進めるためには、これを改善していく必要がある。</p> <p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点 これまでのボイラー、ストーブ等を中心とした需要に加えて、木質バイオマス発電施設の建設により、さらなる木質燃料の需要拡大が見込まれている。</p> <p>2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの) 満足度を把握した対象 受益者 一般県民 (時期: H27年10月) 満足度の把握方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に) 満足度の状況 燃料用の木材が安定的に確保されている。</p> <p>3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか) 燃料用の木材の安定供給体制が構築され、木質燃料の安定確保と、これまで使われることが少なかった低質材の利用拡大が図られる。</p> <p>4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 木質燃料等加工業者(木質ペレット生産者、燃料用チップ生産者) 事業の対象者・団体 森林所有者、森林組合、林業事業体、木材関係団体等 達成のための手段 木質燃料等加工業者と、燃料用の木材生産を行う林業事業体との間に、長期的な安定取引協定を締結させ、取引価格の安定化を図る。</p>	<p>5. 前回評価における指摘事項等</p> <p>指摘事項</p> <p>指摘事項への対応</p> <p>6. 事業の内容 事業概要及び推進状況 木質燃料加工業者と林業事業体が締結した安定供給協定に基づいて、加工業者が原料の生産費に見合う価格で取引する経費の一部について支援する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">事業費等</th> <th align="right">単位(千円)</th> </tr> <tr> <th>内 訳</th> <th>当初計画事業費</th> <th>最終事業費</th> <td></td> </tr> <tr> <td>木質燃料安定確保支援事業</td> <td align="right">61,875</td> <td align="right">53,944</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td align="center">事業費計</td> <td align="right">61,875</td> <td align="right">53,944</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td align="right">61,875</td> <td align="right">53,944</td> </tr> <tr> <td>一 般 財 源</td> <td align="right">0</td> <td align="right">0</td> </tr> </table>	事業費等			単位(千円)	内 訳	当初計画事業費	最終事業費		木質燃料安定確保支援事業	61,875	53,944														事業費計	61,875	53,944		財源内訳	国庫補助金			県 債			そ の 他	61,875	53,944	一 般 財 源	0	0
事業費等			単位(千円)																																							
内 訳	当初計画事業費	最終事業費																																								
木質燃料安定確保支援事業	61,875	53,944																																								
事業費計	61,875	53,944																																								
財源内訳	国庫補助金																																									
	県 債																																									
	そ の 他	61,875	53,944																																							
	一 般 財 源	0	0																																							

当初計画及び最終の事業費比較	最終事業費 / 当初計画事業費 =(0.87)
----------------	---------------------------

7. 事業の効果及び課題の改善状況
 事業の実施後も、木質燃料等加工業者と林業事業者との協定に基づく取引が継続され、木質燃料の安定確保が図られている。

8. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	燃料用(チップ・ペレット)原木利用量								指標の種類
指標式	各年の燃料原木利用量 ÷ H 2 3 燃料用原木利用量								成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	全体	
目標a						18		20	
実績b						19		26	
b/a						105.6%		130%	
データ等の出典	県燃料原木利用量調査(単位千m3)								
把握する時期	当該年度中		月	翌年度	06月	翌々年度	月		

指標名									指標の種類
指標式									成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	全体	
目標a									
実績b									
a/b									
データ等の出典									
把握する時期	当該年度中		月	翌年度	月	翌々年度	月		

指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来なかった理由
 成果(見込まれる効果)

所管課の評価				評価結果	
有効性の観点	住民満足度の状況	a	b	c	A B C
	【b又はcの場合の分析】				
	事業の効果	適用の可否 可 不可			
効率的性の観点	a 達成率100%以上	b 達成率80%以上100%未満	c 達成率80%未満		A 1.0~ B 0.8~ 1.0 C ~0.8
	【b又はcの場合の理由】				
	事業の経済性の妥当性	適用の可否 可 不可			
総合評価	$\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] / \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] = 1.30$				A (妥当性が高い) B (概ね妥当である) C (妥当性が低い) これまでは主に製紙用としてしか利用されていなかった低質材について、生産コストに見合う価格での取り引きが開始され、木質燃料の安定確保と新たな木材需要の開拓が図られている。
	【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】				
	評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)				
政策評価委員会意見					

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	2		A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	2			
		b a、c 以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
計			4	4		A	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	2		A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0				
	計			2	2		A

(注) 事業経済性の算定式

$$\left(\text{事業終了後の効果} / \text{最終事業費} \right) / \left(\text{当初計画時の効果} / \text{当初計画時事業費} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	A	
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		